

#### 秋田県条例第四号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

職員の分限に関する条例

第一条中「第二十八条第三項」の下に「及び第四項」を、「効果」の下に「並びに失職の特例」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（失職の特例）

第五条 任命権者は、過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の職員の分限に関する条例第五条第一項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。